破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１２２２号
札幌市東区伏古８条４丁目７番11―302号
債務者　渡邉　宏明
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２２７号
札幌市北区屯田９条５丁目６番１―310号
債務者　金森百合子
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２５７号
北海道恵庭市黄金南２丁目19番地１
債務者　松谷　泰嗣
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２６３号
札幌市東区北49条東10丁目10番３号　サザンハイムシミズ201号
債務者　佐藤真希子
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３２１号
札幌市白石区菊水３条２丁目５番６―401号
債務者　内山三枝子
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３３７号
札幌市白石区本郷通13丁目北３番１号　アートテラス本郷５号
債務者　神野　早希
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３４８号
札幌市西区宮の沢３条３丁目11番１―201号
債務者　酒井　照美
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３５６号
札幌市南区北ノ沢1804―52　介護老人保健施設グラーネ北の沢、住民票上の住所札幌市南区澄川１条２丁目１番23号　アーバンコート澄川101号
債務者　加藤　一幸
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１３６１号
札幌市東区東雁来８条４丁目10番10号　ラ・ポルトパース１―202号
債務者　大森　春奈（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７号
北海道留萌市住之江町１丁目72番地の２
債務者　荒山　都子
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで　旭川地方裁判所留萌支部

平成２８年（フ）第３３９号
堺市中区深井北町41番地１
債務者　仲宗根三奈江
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５０４号
大阪府松原市阿保５丁目14番５―202号
債務者　福辻　理恵
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５１７号
大阪府羽曳野市恵我之荘５丁目３番31号、前住所大阪府羽曳野市恵我之荘６丁目４番16号
債務者　牧瀬　康子
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５４１号
大阪府藤井寺市大井４丁目４番３号、前住所大阪市生野区巽南３丁目５番８号
債務者　左　　直子
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５６１号
大阪府羽曳野市古市６丁目18番８―101号、前住所大阪府羽曳野市駒ヶ谷411番地の１
債務者　北尾　　博
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５６４号
堺市北区中百舌鳥町６―1040―24―101犬伏周方、住民票上の住所堺市南区高倉台２丁２番１―409号
債務者　みるくえんじぇること　大橋　浩一
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５６６号
堺市美原区大饗158番地３、前住所大阪府松原市田井城２丁目209番地
債務者　長尾由美子
1　決定年月日時　平成28年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係